

◆◆各種の手帳◆◆

- 愛の手帳

知的障害者(児)が、様々な支援や制度上のサービスを受けるときに役立ちます。
- 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。
- 身体障害者手帳

身体(肢体、聴覚、視覚、言語、心臓、呼吸器など)に

日野市では、すべての人が地域で普通の生活を営むことを当然とする「ノーマライゼーションの理念」に基づき、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等の自立や社会参加の実現のため、さまざまな支援を行っています。今号では、その概要をお知らせします。

また、来年3月の策定を目標に作業を進めている「日野市障害者福祉計画」についてもあわせて紹介します。(障害福祉課)



障害者福祉サービスを紹介

○支援費制度
昨年4月から導入された「支援費制度」は、身体障害者(児)または知的障害者(児)の方が、契約に基づき様々なサービスを利用する制度です。この制度によるサービスを利用するためには、障害福祉課に支援費の支給を申請し、受給者証を受ける必要があります。「支援費制度」の対象となるサービスは右表のとおりです。

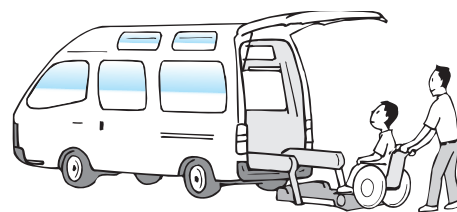
「支援費制度」の対象となるサービス

	身体障害者福祉法によるサービス	知的障害者福祉法によるサービス	児童福祉法によるサービス(障害児のみ)
居宅	・居宅介護(ホームヘルプ) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)	・居宅介護(ホームヘルプ) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ) ・地域生活援助(グループホーム)	・居宅介護(ホームヘルプ) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)
施設	・更生施設 ・療養施設 ・授産施設(政令で定める施設)	・更生施設 ・授産施設(政令で定める施設) ・通所寮 ・国立コロニー	

※支給内容や申請手続き等、詳細は障害福祉課へお問い合わせください

◆◆きめ細かい支援制度◆◆

- 補装具の交付・修理
都の心身障害者福祉センターで判定を受けて適当とされた身体障害者の方に補装具を交付し、故障したときには修理をします。所得に応じた自己負担があります。
- 人工肛門・人工膀胱装具及び酸素購入費用助成事業
直腸・膀胱に障害をお持ちの方の装具購入費、内部障害者の酸素購入費の助成を行っています。所得に応じた自己負担があります。
- 日常生活用具・住宅設備改善費の給付
原則として重度の障害者(児)の方に、生活用具(浴槽、特殊寝台、湯沸器、盲人用時計等)の給付及び浴室、トイレ、居室等の改善費の給付をしています。所得に応じた自己負担があります。
- 福祉電話
重度障害者に福祉電話を貸し出し、電話料の一部を市が助成します。すでに電話を所有して



いる方にも料金を一部補助する制度があります。所得、障害程度に応じて制限があります。

- 福祉タクシー補助事業
身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の方にタクシー基本料金を補助します。
- 自動車ガソリン費助成事業
身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の方で自動車税の減免を受けている方にガソリン費を補助します。
- 車いすタクシー
寝たきりの方や車いすの方などが外出するとき、車いすや寝台のままで乗車できるリフト式のタクシーを市内のタクシー会社が運行し、市が補助していま

す。申し込みは直接タクシー会社へ。

○緊急通報システム
心身障害者で電話使用が困難な方や発作を起こす恐れのある方の住居に無線受信機を設置し、異常事態に対応しています。

○火災安全システム
18歳以上の重度心身障害者で、緊急対応が困難な方の住居に専用機器を設置。火災発生時に東京消防庁に自動通報し、消火救助活動への対応をしています。

- 地域自立生活支援センター
身体に障害のある方の生活に関する相談に応じながら、自立への支援をしています。
- 自動車運転教習費の助成
- 自動車改造費の助成
- JR・民営バス・航空運賃の割引

このほか、いろいろな制度や事業があります。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

◆◆手当の支給や医療費を助成◆◆

心身に障害を持っている方を対象に、手当の支給や医療費を助成する制度があります。また、障害児を監護・養育している方を対象に、手当を支給する制度があります。次の要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください。なお、既に支給されている方は申請の必要はありません。

- 特別障害者手当等
国の制度として、重度の障害がある方、障害児を監護、または養育している方に手当が支給されます。(表1参照)
いずれの手当も、現在受給中の方には平成16年度現況届を郵送しています。指定の期日までに提出してください。

○心身障害者(児)福祉手当

東京都と日野市では、障害の内容に応じて手当を支給しています。
▷対象・手当(月額) = 身体障害者手帳1・2級、進行性筋萎縮症、脳性まひ、または愛の手帳1～3度...都制度の方15,500円、市制度の方(規定上、都制度を受給できない方)12,000円
身体障害者手帳3・4級、または愛の手帳4度...8,000円 難

病(都から郵医療券を交付されていてB型・C型肝炎、小児慢性疾患、小児精神病を除く難病に該当する方)...10,000円
▷支払方法 = 申請月の分から4月・8月・12月に口座振込
▷対象外 = 20歳以上で所得制限額(表2の本人所得を参照)を超える方 65歳以上の新規の方 施設に入所している方 その他、詳細はお問い合わせください

○難病手当受給者の方へお願い

郵医療券の有効期限に日ごろから注意し、期限切れになる前に保健所で手続きをしてください。その結果、更新された場合は新しい郵医療券のコピーの提出を、更新されなかった場合はその旨を障害福祉課へ連絡してく



●特別障害者手当等

手当名	手当の支給(申請)ができる方		支給月額	支給回数と支給月	支給制限
	支給(申請)ができる方	支給(申請)ができない方			
特別障害者手当	概ね次の程度の障害をお持ちの20歳以上の方 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳未満の方 ・施設等に入所している方 ・病院または診療所に3か月以上入院している方	26,520円	年4回払い(2・5・8・11月) 認定月の翌月から該当	本人・扶養義務者等の所得制限(表2参照)がありません
障害児福祉手当	概ね次の程度の障害をお持ちの20歳未満の方 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度 ・上記と同等の疾病、精神障害をお持ちの方	・20歳以上の方 ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方	14,430円	年3回払い(4・8・11月) 認定月の翌月から該当	本人・扶養義務者等の所得制限(表3参照)がありません
特別児童扶養手当	概ね次の程度の障害をお持ちの20歳未満の子を養育する父母または養育者 ・身体障害者手帳1・2・3級、4級は下肢の一部 ・愛の手帳1・2・3度 ・統合失調症、そうつ病、てんかん等	養育している子が ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方	重度 50,900円 中度 33,900円	年3回払い(4・8・11月) 認定月の翌月から該当	本人・扶養義務者等の所得制限(表3参照)がありません

※いずれの手当も、所定の「診断書」による判定が必要な場合があります

障害福祉課では、市民の皆さんとともに「日野市障害者福祉計画」の策定作業を進めています。この計画は、「日野市地域福祉計画」のうちの個別計画と位置づけ、平成16年度末の策定を目指しています。計画期間は平成17年度～21年度の5カ年です。

○策定の背景・内容

障害者基本法第7条の2第3項及び同第7項の規定に基づき、国及び東京都の関連計画との整合性を図りながら、日野市の状況等を把握した上で、市の取り組むべき障害者施策に関する計画を策定します。

○策定作業の進め方

現在、「身体」「知的」「精神」「児童」の4つの部会(ワーキングチーム)に分かれて検討を進めていま

新しい計画を策定中です

す。各部会には、それぞれ障害関係団体の代表者のほか公募市民の方も参加しています。

この部会の上部組織として「策定委員会」があり、各部会からの提案をもとに意見調整を行い、内容の具体的な検討を行います。また、障害者と健常者、計1,500人を無作為に抽出して、市民意識調査を行いました。この調査は計画策定の貴重な基礎データを得るために実施したもので、現在集計及び分析作業を進めています。

○広く意見を求めます

この計画の原案ができる前に、広く市民の皆さんから意見を求めます。時期は11月～12月ごろを予定しています。詳細は、決まり次第、広報等でお知らせします。

ださい。

難病手当受給者の方で、現在お持ちの郵医療券の有効期限が平成16年9月30日となっている方は、新しい郵医療券のコピーを提出してください。

○心身障害者医療費助成

東京都では、重度の心身障害がある方の医療費負担を軽減するために、医療費の一部を助成しています。該当する方は申請のうえ「受給者証」の交付を受けてください。

▷対象 = 市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓等の内部障害は3級まで)、また8月30日(月)までにお送りします。

●各種手当所得制限一覧 (表2)

扶養数	限度額(円)	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000
1人増すごとに	380,000	213,000

●特別児童扶養手当所得制限一覧 (表3)

扶養数	限度額(円)	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増すごとに	380,000	213,000

○通院医療費公費負担制度

精神疾患を有し、各種保険の適用を受け通院医療を受ける場合、その医療に必要な費用(薬代を含む)の95%を公費で負担する制度です。

このほか、心身障害者の保護者が死亡または心身の機能が著しく失ったときに、障害者に年金などを給付する心身障害者扶養年金(都制度)があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 障害福祉課